

A legal study on issues concerning the care for schoolchildren after schoolhours (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-08-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: HASEGAWA, Takashi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00066993

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



学童保育に関する、法的観点からの一考察(1)

長谷川 隆

目次

第1章 序論と本稿の目的

第1節 序論（その1）—学童保育の意義等

第2節 序論（その2）—学童保育制度の発展過程

第3節 序論（その3）—若干のデータ

第4節 本稿の目的および叙述の順序、お断り

第2章 下級裁判所判例

第1節 判例の紹介

第2節 追加的な参考事例の紹介—死亡事故の新聞報道

第3節 公表判例の整理なしし分析（以上、本号）

第3章 基礎的考察

第4章 個別的な問題の検討

第5章 むすび

第1章 序論と本稿の目的

第1節 序論（その1）—学童保育の意義等

1 学童保育の意義

学童保育とは、小学校1年生から6年生として在籍している児童の保護者において、介護、就労、病気などの理由により放課後等における保育が困難であることから、児童らに学校施設や児童厚生施設などの居場所を提供し、放課後等の時間を過ごさせ、その健全な育成を目的とするところの児童福祉法に基づ

く事業である（注1）（注1a）。

2 用語（観念）

ところで、学童保育という用語（観念）は、放課後における児童の保護・育成を指すものとして社会に定着しているといって差し支えないであろう。しかし同時に、学童保育はその制度的発展に伴い、法制度の上では、放課後児童クラブ、あるいは、放課後児童健全育成事業等と表記・呼称されつつ、段階的にその基盤が確立されてきたものである。以上のことから、放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業と学童保育との間には、一前二者が法制度上の用語であり、後者は事業の通称であるという違いはあるにしても—その核心である観念において大きな差異はないといえるのではなかろうか。このことを踏まえ、本稿の以下の記述に際しては、基本的には、人口に膾炙している学童保育という用語を使いつつ、法制度の中に用いられている、放課後児童クラブ、あるいは、放課後児童健全育成事業の用語を必要に応じて用いる、という論述方針をとることとしたい。

第2節 序論（その2）—学童保育制度の発展過程

論文の冒頭に置くには、内容がやや長くなるが、問題設定を行う前提として、学童保育制度の発展過程を、注目点を添えつつ簡単に整理しておこう。

1 萌芽と展開

学童保育は、1950年代前後の時期から大阪、東京などで始められたが、その後全国に急拡大したものの、当初の運営主体は父母会や地方自治体などであった。そして時代がさらに進み、高齢化の拡大や共働き家庭の増加により、放課後等における児童の育成・保護を求める声が高まり（注2）、学童保育を全国的に整備し、その法制化を実現することが国の政策的課題となるに至った（注3）。

2 法制化—児童福祉法への位置づけ

(1) 法制化

以上のような動きを受けて、1997年6月の改正児童福祉法6条の2第3項（その後、同規定は6条の3第2項に改められた）は「この法律で放課後児童健全育成事業とは」、保護者が労働等により昼間家庭にいない・小学校に就学している児童に、「授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と定め、同法は1998年4月から施行された。このように学童保育は、放課後児童健全育成事業という制度名称のもと、児童福祉法の中に根拠を得ることとなった。つまり、学童保育はこれにより、正面から国の社会福祉制度の一端を担うことになったといえよう（注4）。

(2) 1997年改正児童福祉法の問題点

しかし、先の改正児童福祉法には問題があると指摘されていた。例えば、事業運営のための基礎的事項である施設、設備、職員等に関する「最低基準」が法定されていなかったのである（注5）。

3 放課後児童クラブガイドライン（2007年）

厚生労働省は、14の事項を列挙したガイドラインを策定し、これを地方自治体に通知した（注6）。しかし、このガイドラインは望ましいとされる指針にすぎなかつた。

4 子ども・子育て支援法の策定と児童福祉法の改正

(1) 子ども・子育て支援法（2012年）

いわゆる子ども・子育て関連3法により基礎づけられ、子育て支援の強化を図ることを目的とした、子ども・子育て支援制度は、これまでの放課後児童健全育成事業制度に注目すべき影響を与えることとなった。これにつき、気のついた点をとりあえず2つ掲げよう。第1は、学童保育が子ども・子育て支援法により、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけされたことである（注7）。とはいって、同法によって、学童保育の根拠法が児童福祉法6条の3第

2項であることが確認されたものというべきであろう（注8）。第2として、次のような評価が許されよう。すなわち、同法により、市町村は放課後児童健全育成事業として、地域の子育てに関連するサービスを提供することとなったが、これは、学童保育に関する福祉サービスを受ける直接的対象者の拡大を必ずしも意味していない、と。学童保育という福祉サービスの直接的受給者（受益者）は児童であり、保護者等はその反射的便益（例えば、保護者が共働きである場合、児童を学童保育所に預けているので、安心してフルタイムの就業ができるという便益）を受けるに留まっている、というべきであろう。

（2）児童福祉法の改正（2012年改正）

加えて、児童福祉法が改正された。目につく重要なことがらをいくつか抜き出してみよう。①まず、市町村に対して求められている学童保育に関わる事業の遂行は、あくまで福祉的支援措置を講ずる「努力義務」にとどまっていることに注意したい（注9）。②次に、放課後児童健全育成事業の対象が従来は「おおむね10歳未満」、つまり小学4年生まで、とされていたところ、「小学校に就学している児童」、つまり小学6年生にまで拡大された。③そして、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。④しかし、市町村がこの条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者およびその数については厚生労働省令（これに関しては、次の5で紹介する）に定める基準に従うものとし、その他の事項に関しては、厚生労働省令に定める基準を参酌することとされた（注10）。このような省令という拘束力を含む基準を置くという方針の採用は、放課後児童健全育成事業の質を確保したいという意図に基づくものだとされている（注11）。

5 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（2014年公布・厚生労働省令）

さて、2014年に公布された厚生労働省令の正式名称は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」である（本章では、以下、同基準を「2014年基準」と略す）。この2014年基準の成立過程、主たる基準項目、主要

な点に簡単にふれておこう。

(1) 基準案（法案）審議

学童保育に関する重要事項を定めるため、政府は、2013年に社会保障審議会児童部会に専門委員会を設けた。11人の委員による全部で7回の審議を経て、報告書が作成され、これに基づき、2014年基準が制定・公布されるに至った（注12）。

(2) 主たる基準項目

2014年基準の中の主たる項目を紹介しておこう。すなわち、事業における支援の目的等（第5条）、設備（第9条）、職員・児童集団規模（第10条）、衛生管理（第13条）、運営規程（第14条）、開所時間・日数（第18条）などである。

(3) 2014年基準の注目点

上の項目のうちで、筆者の問題関心にかかわる注目点を取り上げよう。まず、児童育成支援業務に従事する支援員については次の通り定められた。①(a) 育成事業所ごとに支援員が置かれなければならず、その数は「支援の単位」（実際に支援を受ける児童集団の規模を意味する）ごとに2人以上とするが、1人を除き、補助員をもって代えられる（2014年基準第10条1項、2項）。ここで、(b)「支援の単位」はおおむね40人を上限とする（2014年基準第10条4項）。②支援員の資格要件として、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者など、2014年基準第10条3項1号～6号が掲げる資格のいずれかに該当し（注13）、かつ、都道府県知事が行う研修の修了者であることが要求された。

次に、児童の遊びおよび生活の場等に利用される施設・部屋等は「専用区画」として表現され、ここには支援に必要な設備・備品を備えねばならず、その面積は、児童1人当たりおおむね 1.65 m^2 以上である必要があるとされた（注14）。

なお、先に4(2)でふれたように、改正児童福祉法により、①(a)と②とし

て掲げた基準は、市町村が定める条例の内容がそれに必ず適合せねばならない「従うべき基準」とされ、他方で、①(a)と②として掲げた基準以外の諸基準については、それらを参考にしつつも地域の実情に応じて定めてもよいという「参酌すべき基準」とされて、両者が区別されたことを再度掲げておきたい(注15)。ところで、2014年基準が定められたことから、2015年3月末までに各市町村はそれぞれに条例を制定したとみられるが、これに関し、次のような指摘がなされていることは重要である。すなわち、「ほとんどの市町村は『国の省令に準ずる』として基準を定めているため、『省令基準』と同じ内容になっています(市町村のなかには、いくつかの項目に経過措置をもうけているところもあります)」、と(注16)。

6 放課後児童クラブ運営指針(2015年)

2014年基準が定められることにより、これまで以上に放課後児童クラブの運営・設備等の充実を図る必要があることから、2でふれた放課後児童クラブガイドライン(2007年)は廃止され、代わって、2015年に新たに「放課後児童クラブ運営指針」(本章では、以下、運営指針と略す)が策定された。この運営指針の内容の大半が、現在の学童保育事業運営に当たっての具体的な基盤となっている。

(1) 運営指針の構成

運営指針の構成を見ておこう。同指針は、児童の育成支援および施設運営についての基本事項や留意事項を具体的な指針として編成したものであり、第1章「総則」、第2章「事業の対象となる子どもの発達」、第3章「放課後児童クラブにおける育成支援の内容」、第4章「放課後児童クラブの運営」、第5章「学校及び地域との関係」、第6章「施設及び設備、衛生管理及び安全対策」、第7章「職場倫理及び事業内容の向上」によって構成されている。

(2) 運営指針解説書の発刊

さらに、運営指針の趣旨・内容が幅広く理解されることにより、学童保育の一定水準以上の質を確保するという目的から、厚生労働省編の運営指針解説書

も発刊された（注17）。同解説書は入手が容易であり、インターネットでも内容確認ができる。そこで、本章では、上掲の(1)で示した運営指針の全般に及ぶ細かな内容には立ち入らないので、本論文の読者におかれでは、解説書等を参照されたい。

7 大きな転換—児童福祉法34条の8の2の改正（2019年）

ところが、第9次地方分権一括法が成立し、同法第9条により、児童福祉法第34条の8の2が改正されるに至った。その改正点を具体的に述べるならば、学童保育施設における支援員の配置人数は少なくとも2人であるべしというのが、これまでの「従うべき基準」であったところ（この点については4(2)と5(3)で述べた）、改正内容は、これを「参酌すべき基準」とするというものである（注18）。そうすると、放課後における児童育成支援事業を運営する市町村は、それぞれの実情に応じて、例えば、支援対象児童の集団の大小を問わず1人の指導員を配置すれば足りることとなる。このような従来の基準を大きく緩和する法改正の理由として、育成支援に従事する人材を確保する必要がある、という地方からの要請があったことが挙げられている（注19）。しかし他方で、児童の安全確保および育成支援の質の確保の観点から、さまざまに反対意見が表明されていたところである。このような背景を慮り、法改正に当たり、2020年4月からの施行後3年を目途に、必要があれば再検討等の措置を講ずるという、附則が付されたことに注目すべきであろう（注20）。

第3節 序論（その3）—若干のデータ

以下では、学童保育の実態の一端を理解するため、いくつかの事項に関する数値を掲げておこう。数値は、特に断らない限り、2020年12月に刊行された、全国学童保育連絡協議会発行の出版物からの引用であり（注21）、2020年5月現在のそれである。

1 学童保育の実施件数、「支援の単位数」、入所児童数、待機児童数

学童保育の実施件数は 23,979、「支援の単位数」（支援を受ける児童の基礎的集団数）は 33,671、入所児童数は 1,305,420 人にのぼる。また、近年は、学童保育への重要が増しているにもかかわらず、申し込みが受け付けられない、いわゆる待機児童の数が増加しており、地方自治体が把握しているだけでも、2020 年では 18,789 人を数える（注 22）。

2 学童保育事業の運営主体（全体に対する割合）

運営主体別の、全体に占める割合を示しておこう（注 23）。公営（市町村の直営）29.7%、社会福祉協議会（行政からの委託等による）10.7%、地域運営委員会（行政からの委託等による）14.0%、父母会・保護者会（行政からの委託等による）3.7%、NPO 法人（行政からの委託等による）10.2%、民間企業（行政からの委託等による）10.5%、その他法人等（私立保育園、社会福祉法人、学校法人等による直営）21.2% となっている。以上をおおまかにまとめると、市町村の直営が全体の約 3 割、その他民間の法人等による直営の割合は約 2 割、市町村からの事業運営委託に基づき、各種法人や民間企業等が運営している場合が、全体の約 5 割を占めていることがわかる。

3 学童保育の実施場所

学校施設内（余裕教室の活用等）での実施の割合が最も多く、全体の 56.3% を占め、児童館内（児童館内の専用室等）10.7%（注 24）、学童保育専用施設（学校外の独立施設）7.1% と続いている（注 25）。

4 学童保育での事故の報告件数

上記データとはやや異質ではあるが、育成支援の対象である児童の安全確保という筆者の問題関心に基づき、内閣府が公表した、過去 5 年間の全国の学童保育施設での事故報告総件数を〈表 1〉として示しておこう（注 26）。過去 5 年では、幸いにも死亡は 0 であった。しかし、上記事故報告件数における負傷とは、治療に要する期間が 30 日以上の場合であるとされており、〈表 1〉中からは、毎年の負傷者件数の大半が骨折事故で占められていることがわかる。そ

して、全国の学童保育の現場では、最近の4年間において、毎年300件をはるかに超える骨折という重大事故が発生しているのである。

〈表1〉

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
負傷等総数 288	負傷等総数 362	負傷等総数 420	負傷等総数 445	負傷等総数 429
うち意識不明 0	うち意識不明 0	うち意識不明 2	うち意識不明 1	うち意識不明 0
うち骨折 259	うち骨折 332	うち骨折 356	うち骨折 390	うち骨折 379
うちやけど 1	うちやけど 0	うちやけど 2	うちやけど 0	うちやけど 0
うちその他 28	うちその他 30	うちその他 60	うちその他 54	うちその他 50

第4節 本稿の目的および叙述の順序、お断り

1 本稿の目的

先に第2節で振り返ったように、学童保育が国の制度として承認され、定着するまでには一定の時間を要したところである。そして、このような経緯に沿って、学童保育に関してはこれまでに研究や議論の蓄積がなされてきた。しかしながら、従来公表された諸文献を見るならば、これまでの研究等が、例えば、子ども家庭福祉論の分野、発達心理学の分野、実践的な意図に基づく・指導員に求められる質の高さの探究分野など、における議論に大きく傾いていたことに気づかされる。以上を要するに、法的観点に立った学童保育に関する踏み込んだ先行研究をほとんど見出せないのである。しかも、既存の文献中では、しばしば「るべき学童保育制度」への言及があるところ、法的視点からのアプローチに手薄な点があるように思われるのである。そこで、本論文は、これまで不十分であったと思われる、「学童保育に関する、法的観点からの考察」を試みるものである。

本稿が検討対象とする具体的問題（テーマ）は、次項2で(1)(2)(3)として掲げた通りである。

2 叙述の順序

大まかな叙述の順序・内容を以下に示しておこう。

- (1) 第2章では、いわゆる安全配慮義務違反の有無が争われた、下級裁判所判例を数件紹介し、各判例の事案の概要および法律論を整理する。あわせて、参考事例の紹介を行う。
- (2) 第3章では、基礎的考察として、学童保育の運営主体である市町村と、育成支援の対象である児童（保護者）との法律関係や、市町村から業務委託がなされた場合の法律関係を論ずる。筆者の見解をも交えることとしたい。
- (3) 第4章では、学童保育に関するいくつかの個別的な問題点を検討する。例えば、指導員と補助員についての、その資格要件、員数、研修といった各問題や安全配慮義務違反にかかる問題を取り上げ、整理と考察を行い、提案をも試みたい。

3 お断り

最近において、新型コロナウイルス対策の問題が学童保育に大きな影響を与えており、児童の安全・健康を確保する上で、この問題はいまでもなく最重要な課題の一つである。しかし、現時点において、学童保育の制度・あり方を考える上で、あるいは、それらと関連づけて、この問題に言及することは筆者の能力をはるかに超えるものである。そこで、この問題には立ち入らないことをお断りしておきたい。

(注1) これら意義については、全国学童保育連絡協議会編『全訂 学童保育ハンドブック（副題略）』8頁以下（ぎょうせい、2019）に負うところが少なくない（この文献を以下では『ハンドブック』として引用する）。また、柏女靈峰『子ども・子育て支援制度を読み解く（副題略）』（誠信書房、2015）84頁以下（以下では、柏女『読み解く』として引用）、同『子ども・家庭福祉論（第6版）』（誠信書房、2020）163頁以下が、後掲の法制度を含め、学童保育に関する事業について要領のよい整理・解説を加えている。さらに、各種データを示しつつ、比較的近時の学童保育事業の全体を

記述した、池本美香「放課後児童クラブの国の整備目標の妥当性（副題略）」JRI レビュー2020Vol.7.No.79,58 頁～65 頁をも参照されたい。

(注 1a) 本稿(1)の脱稿後、鈴木瞬『子どもの放課後支援の社会学』(学文社、2020)が刊行されていることを知った。このため、同書の内容を本稿(1)に引用することができなかつた。

(注 2) 後述する、法制化までの全国的な「運動」の展開については、増山均『学童保育と子どもの放課後』(新日本出版社、2015)の 13 頁～15 頁がコンパクトな論述を行っている。

(注 3) 『ハンドブック』124 頁。

(注 4) 学童保育に係る事業は、第 2 種社会福祉事業（社会福祉法第 2 条 3 項第 2 号）とされ、国による補助金の交付対象事業となった。なお、同事業は、その経営主体に格別の制限（例えば、行政、社会福祉法人に限られるなどの）が加えられない。

(注 5) この他、例えば、市町村の責任についても、放課後児童健全育成事業（につき、児童による）利用の推進に努める義務を負うにすぎない、とする点で問題があつたと指摘されている。本文に挙げた問題を含め、いくつかの問題点に言及するものとして、とりあえず、増山・前注 2、45 頁、『ハンドブック』125 頁を挙げておこう。

(注 6) 雇児発 1019001 号として通知された。ガイドラインの全容は、次の URL から pdf ファイルを参照されたい。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/-/1019-3a.pdf>

(注 7) 子ども・子育て支援法第 59 条本文および同条 5 号によれば、市町村は（市町村が定めた）子ども・子育て支援計画に従つて、放課後児童健全育成事業を行うものとすること、および、いわゆる学童保育は「地域子ども・子育て支援事業」に属する旨が規定された。その他、子ども・子育て支援法に関しては、厚生労働省および内閣府のウェブサイトを参照されたい。

(注 8) 菊池馨実『社会保障法（第 2 版）』（有斐閣、2018）561 頁の論旨を参照。

(注 9) （改正）児童福祉法第 21 条の 9 および 21 条の 10 参照。この点を指摘するものとして、加藤智章ほか『社会保障法（第 7 版）』（有斐閣、2019）315 頁〔前田雅子執筆〕。

(注 10) ③、④の内容は、(改正) 児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項、第 2 項が規定していた。

(注 11) この趣旨については、後述の専門委員会議事録の参考資料 (pdf) でもふれていとところであるが、さしあたりの活字文献として、柏女『読み解く』88~89 頁を挙げておこう。

(注 12) 2013 年 5 月 29 日の第 1 回以降、約 6 ヶ月を費やして委員会審議が重ねられ、「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」がまとめられた。各回の専門委員会議事録が、厚生労働省のウェブサイトにアップロードされているところ、とりあえず、以下に最終回（第 7 回）委員会議事録の URL を掲げる。ここから遡れば、各回の議事録が参照でき、審議過程を通覧することができる。なお、本稿では以後、「議事録（回）」と pdf の頁で引用することとした。<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000034399.html>

(注 13) 支援員の資格要件はその後若干変化しているが、細かな変更点については割愛する。本稿第 4 章において現在の資格要件を掲げるとともに、検討を試みたい。

(注 14) 2014 年基準第 9 条 1 項、2 項。

(注 15) 2014 年基準の中においても、第 1 条 1 項 1 号は「従うべき基準」を、同項 2 号は「斟酌すべき基準」を改めて「確認」していたところである。ちなみに、「従うべき基準」と「斟酌すべき基準」に関する的確な解説として、磯谷文明ほか編『実務コメントタール児童福祉法・児童虐待防止法』(有斐閣、2020) 532~535 頁〔柑本美和=町野朔=和田一郎執筆〕がある。

(注 16) 『ハンドブック』52~53 頁参照。

(注 17) 厚生労働省編『放課後児童クラブ運営指針解説書』(フレーベル館、2017)。

URL は <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000158828.pdf> である。なお、上記解説書には改訂版がある（同一出版社、2021）。本稿では以下、改訂版から引用する。また、運営指針作成のための委員会で座長を務めた柏女靈峰教授が、同指針につき要点を得た解説を施しているので、柏女『読み解く』92 頁~102 頁を参照されたい。

(注 18) 第 34 条の 8 の 2 の第 2 項の旧規定は、「市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする」であった。これに対し、改正後の第 2 項は「市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参考するものとする」である。

(注 19) 本田則恵・政府参考人（厚生労働大臣官房審議官・当時）の説明による。2019 年 5 月 30 日参議院内閣委員会議事録 28 頁参照。

(注 20) 2019 年 6 月 7 日法律第 26 号の第 5 条参照。

(注 21) 全国学童保育連絡協議会編『学童保育情報 2020-2021』（同協議会、2020）10 頁以下による。なお、厚生労働省は 2021 年 12 月 24 日付けのプレス・リリースにより、2021 年 5 月 1 日現在の各種データを公開したが、筆者には上記協議会のデータの整理の仕方がよりわかりやすく思われたため、本稿では同協議会のデータに依拠することにしたい。

(注 22) 前注 21 の 12 頁による。2019 年の待機児童数 15,533 人に比べ、3,000 人ほど増えている。

(注 23) 以下は、前注 21 の文献の 19 頁で公表されている数値である。

(注 24) 児童館については、後に、下級裁判所判例の紹介の箇所で少し説明を加えたい。

(注 25) 実施場所に関する各数値は、前注 21 の 17 頁によるものである。

(注 26) 〈表 1〉は、内閣府から各年ごとに公表される「教育・保育施設等における事故報告集計」をもとに筆者が作成した。出典は内閣府ウェブサイトであり、以下にその URL を掲げる。<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

第2章 下級裁判所判例

第1節 判例の紹介

以下では、指導員の注意義務違反の有無を扱った下級裁判所判例を紹介したい。紹介に際しては、学童保育中の事故、児童館における事故、学校校庭開放事業における事故というふうに大別したうえで、各類型ごとの判例を時系列に掲げたい。なお、簡略化に努めたものの、以下の判例紹介の記述にはやや冗長な箇所もある。これにつき、学校教育とは異なった学童保育等の特性を踏まえた、指導員の行動が問題となることから、やや詳しい事実と判旨の提示が必要であるとの考慮に基づくものである、という理由を述べておきたい（なお、紙幅調整の観点から、事実と判旨の紹介に当たっては、活字のポイントを落として記載する）。

1 学童保育施設に係る判例

〔1・学童〕 東京地判昭和55年（1980年）1月29日 判時970号164頁

（事実） 被告Y（東京都台東区）は同区立台東小学校校舎内において「東泉こどもクラブ」（以下、本件クラブと略す）を運営していた。同クラブは、保護者の労働や疾病での監護を受けられない小学校低学年の児童を放課後の一定時間、指導員の監視の下で預かり、監護することを目的とする、Yの学童保育事業として営まれていた。他方、原告Xは本件クラブに参加していた小学校低学年（公表された判決文からは学年は明かではない）の男子児童である。昭和51年2月10日の午後、Xは本件クラブの部屋（畳敷き）内のマットの上で、「プロレスごっこ」（複数の男児が組み合って争い、相手の肩をマットの床に押さえつけて勝敗を決するという遊戯）に興じていた。そして、上記期日での「プロレスごっこ」は本件クラブの女性指導員Aがレフェリーをしていたところ、上記遊戯の途中でAに電話がかかってきたため、Aはレフェリーを中止して児童等から約3メートル離れている同じ部屋にある電話口に赴いた。しかし、その直後、上記遊戯の参加児童B（11

歳)が突然飛びかかったためXは転倒し、その結果、Xは腕の骨折・神経麻痺等の傷害を受けるに至った。X(法定代理人であるその母)は、Yの職員であって本件クラブの指導・監督に当たっていたAが、児童に対して、危険な「プロレスごっこ」を許可するべきでなかつたにもかかわらずこれを許可したこと、および、児童らを遊ばせたままで彼らのそばを離れ同じ部屋内の電話にてたことには、注意義務違反の過失があるとして、Yに対して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を訴求した。

(判旨)

争点である、Yの被用者Aに注意義務違反があつたか否か、という問題についての判断を中心紹介する。裁判所の判断は、①注意義務の内容・程度に関わる一般論。②左記論述を受けて、学童保育指導員が払うべき注意義務の程度についてのやや踏み込んだ所説部分、つまり、児童たちの「遊戯」に際して指導員の負うべき注意義務の範囲を画する所説部分。そして、③本件において、「プロレスごっこ」のごとき遊戯を行うことを許容することに注意義務違反の過失があつたか否かの結論の提示という、およそ3つの説示によって構成されている。以下では、①～③の順でそれらを整理し約することにしよう。

①「本件クラブのような低学年学童の保育事業において直接に児童の監視指導を行う指導員は、児童たちの身体等に危害の生ずることのないようその安全を配慮すべき義務を有することは当然であるが、右注意義務の内容・程度は、当該行為の具体的な状況下での諸事情を勘案し、当該行為の基礎である保育事業の性質・目的をも考え合わせた上で、その状況下において注意義務を期待することが合理的であると認められる範囲内においてこれを決すべきものである。」

②本件クラブは学童保育事業の一環であり、本件事故は本件クラブに参加した児童たちの遊戯中に発生したものである。「かような場合に指導員が尽くすべき注意義務の程度について考えるに、本来『遊戯』は児童たちの自由な発想、行動にまかせるのが相当であり、従つて指導員は児童たちの遊戯に際しては、危険な器具を用いる遊戯、暴力をふるうような遊戯を禁止する等の監視・指導をなすべきことはもちろんであるが、当該遊戯が児童の性別・年齢・人数等及び当該場所の形状等からみて相当であると認められる以上、ことさらに指導員がこれを禁じ、またはなんらかの危険の発生を防止するため常に個々の児

童の一挙手一投足に至るまで意を払うべき義務を負うものではないと解すべきである。」

③「結局検討されるべき点は、小学校低学年の男子児童が、互いに組み合って争い、その結果転倒することもあるような遊戯を行うことを許容することが相当といえるか否かに要約されるところ、本件での児童らが低学年の児童であるとはいっても、一応の自制を期待できる年齢に達していることを考え合わせれば、右のような遊戯を行うことを許容することは相当として肯認しうる」。「そうであれば、本件『プロレスごっこ』と称する遊戯を許容し、児童たちに行わせたことをもって指導員 A に注意義務違反があったとは言えず、その際特に監視を強めなかったことにも、また遊戯させたままで児童たちの傍を離れ同じ部屋内にある電話の応対に出たことにも注意義務違反の過失は存在しない。」以上のように述べ、裁判所は、その余の点を判断するまでもなく、X の請求は理由がないとして、これを棄却した。

〈短評〉 本判決は、学童保育中の事故をめぐる下級裁判例中でも比較的はつきりした論調で、指導員に過失なしとして、被害者の損害賠償請求を退けたものである。さて、このような結論に至る論理を追っていこう。裁判所は、まず、①注意義務は具体的な状況下において注意義務を期待することが合理的であると認められる範囲内にとどまる、という一般論を定立する。これに續いて、②指導員が尽くすべき注意義務の程度について考えると、本来「遊戯」は児童たちの自由な発想、行動にまかせるのが相当であり、…当該遊戯が児童の性別・年齢・人数等及び当該場所の形状等からみて相当であると認められる以上、ことさらに指導員がこれを禁じ、またはなんらかの危険の発生を防止するため常に個々の児童の一挙手一投足に至るまで意を払うべき義務を負うものではないと解すべきである、と判断し、さらに③低学年の児童であっても、一応の自制を期待できる年齢を考え合わせると、児童たちにプロレスごっこを許容することに注意義務違反ではなく、電話にでるため児童の傍らを離れたことにも過失はない、と論を結ぶ。しかし、①の一般論に照らすと、②の「遊戯」は児童に任せるのがたとえ相当であるとしても、危険防止のため児童の細かな動作に意を払う義務は合理的範囲にあるとはいえないだろうか。また、③低学年児

童に一応の自制心があるとしても、プロレスごっこに夢中になるあまり危険な行為に出ることは—指導員の経験則上—容易に想像されよう。レフェリーをしていた指導員には児童のそばを離れず、監視・指導を継続することこそ合理的に期待される義務であったように思われる。本判決には、1編の判例研究と1編のやや簡略な解説がある（注27）。

[2・学童] 大阪地判昭和63年（1988年）1月28日 判時1295号88頁

（事実） 被告Y（大阪府吹田市）は吹田市留守宅家庭児童育成室条例、同条例施行規則および同運営要綱を制定し、これらの規定に基づいて各育成室に保母または教員の資格を有する者もしくは児童の育成について知識を有する者を指導員として配置し、入室児童の生活指導や安全管理に当たらせていた。これら指導員はYの非常勤職員ではあったが、Yから定額の報酬を受け取って勤務しており、他方、育成室に入室した児童の保護者はYに一定月額の保育料を支払っていた。また、下記の原告Xは吹田市立B育成室に所属しており、後に紹介する事故（以下、本件事故という）当時、上記育成室ではXを含め小学校1年生から3年生までの児童40名を収容していた。これらのことから、吹田市留守宅家庭児童育成室は、その呼称はやや独特であるとはいえ、いわゆる学童保育を目的として運営されている施設であることは疑いないといえよう（判例時報の見出しにも、学童保育という用語が用いられている）。

さて、Xは本件事故発生当日（小学校入学式の前日）において新小学1年生（6歳女子児童）であり、入学式の4日前からすでに上記育成室に登室していて同育成室指導員による指導を受けていた。事故当日（昭和60年4月5日）午後、3人の指導員は児童33名を引率してS公園に向かった。同公園では、指導員らは児童たちに公園内での諸注意を与えた後、公園内のジャングルジム、鉄棒、すべり台、ブランコ等の遊具を使って各自自由に遊ばせた。本件で問題となったブランコ（以下、本件ブランコといいう）はS公園内に設置されている遊具であり、その形状的特徴は、ブランコ座席の中央と両側に手すりが取り付けられており、中央手すりの左右に子どもがそれぞれ3人座れる程度の幅があるというものであった（判時93頁にブランコの写真あり）。さて、本件ブランコでの遊びの監視・指

導は A 指導員が行っていたところ、10名（うち1、2年生の女子多し）を超える児童がブランコに集まってきたため、A は、順番を決めて本件ブランコに6名ずつ乗せることとし、ブランコを押す役割を3年生の男子1、2名に任せ、ブランコに乗っている児童に囁き歌を歌わせて、30秒から40秒で歌が終わると、ブランコを止めて交替させた。この間 A はブランコの支持脚から約1.2ないし1.5メートル手前の地点に立って、ブランコを監視し、揺れているブランコに児童が近づかないようにするため、順番待ちの児童を自分の横に並ばせていた。さて、X は囁き歌が終わったので、交替のため、それまで乗っていたブランコから降りた。一方、A は並んで待っていた児童をブランコに乗せるとともに、再び乗ることを希望する児童を自分の横に並ばせた後、3年生男子児童1人にブランコを押すよう合図したが、その時点ではブランコから降りた X がブランコの背後に回っていることに気づかなかった。しかし、次の瞬間、A はブランコを押している男子児童の隣で X がすっと下に沈んでいくような感じで視界から消えるのを目撃し、あわてて「止めて」と言ってブランコに近づき、上記男子児童と一緒にブランコを止めた。A がブランコの背後に回ると、X は左足を伸ばし、右足を内側にくの字に曲げた状態で仰向けに倒れており、X の靴は泥まみれで両膝にも土がついていたが大腿部は汚れていなかった。X は直ちに救急車で搬送された U 病院へ入院し、右大腿骨骨折の診断を受け、翌日、市立吹田市民病院に転入院した。X は U 病院の医師から、老人は折れやすいが X のような年齢の子供では交通事故等でかなりの衝撃が加わらないと起こらない怪我である旨の説明を受けた。なお、本件事故当日、ブランコの下の地面は水たまりになっており、その周囲もぬかるんでいた。付言すれば、本件事故時の X は身長約120センチの活発な性格の子供であった。さらに、入院中の X を見舞った A らに対し、X は「ブランコを押したかったが、ブランコの下が水たまりになっていたから、靴が濡れるとママから叱られるので爪先で立って押そうとした」旨話した。

以上の諸事実を総合して裁判所は、以下のように認定した。「X は本件ブランコに乗つて遊んでいるうちに自分もブランコを押してみたくなり、ブランコから降りると、A の横に並んで順番待ちをするようにとの A の注意に従わず、ブランコの後ろに回ってブランコを押す役割の男子児童の横に立ち、同じようにしてブランコを押そうとしたが、当時ブ

ランコの下側の地面がぬかるんでいたので、靴を汚して X の母に叱られることを危惧して、爪先立ちの不安定な姿勢で本件ブランコを押したために、そのはずみでバランスを失ったか、あるいは、ぬかるみに足を取られるかして、振り戻してくるブランコを避けることができず、これに衝突されてその場に転倒し、大腿骨を骨折したものと認められる。」

(判旨)

本件でも、指導員の過失の存否が争点となつた。裁判所はまず次のような指導員の負うべき注意義務の内容とその判断基準ともいるべき一般的説示を行う。「指導員は、児童の遊戯に際して、危険な道具を用いる遊技・暴力をふるうような遊技を禁止する等の監視・指導をすべきことはもちろん、さらに、児童の性別・年齢・人数等及び当該遊技場所の状況、遊技の種類・形状等からみて、当該遊技場所自体あるいは当該遊技に付随して、児童の身体等に危害の生ずることが予見できるような場合には、当該遊技を禁止制限し、あるいは当該遊技に付隨して危険が生じないよう個々の児童の行動を十分監視・指導する義務があるというべきである。もっとも他方において、児童はかかる遊技に参加することによって、そこから生じるかもしれない危険を察知し、これを回避するための知恵を身につけ、かつ社会生活における約束や規則の遵守の重要性を体得するとともに、社会生活上の自己の役割分担や行動の自制を自覚していくのであり、かような遊技の効用を全うするためには、ある程度遊技を児童の自由な発想行動に任せ自主的に運営させていくことが必要であることは明らかである。したがって、かかる遊技に関する指導員の指導監督義務の範囲については、当該遊技に予想される危険の内容程度及びその危険回避を児童の自律的判断に任せうるか否かの視点から個々具体的に決すべきであると解するのが相当である。」

以上のごとく論述した後、裁判所は本件の具体的検討に移る。その検討は、初めに事故発生の予見可能性についてなされ（以下①）、続いて本件指導員の注意義務の内容（以下②）、さらに注意義務違反の有無（以下③）と展開されていく。順を追って見ていく。①「まず…、幼少の児童が本件ブランコの後方に廻ってブランコを押すことによって幼児とブランコとの衝突が生じる場合があることは容易に予見しうるのであり、本件のように 6 名の児童を乗せた場合、ブランコの重量は相当なものになること、本件ブランコの形状から考えてその振幅もかなり大幅なものになり得ること等を考慮すると、幼少の児童が稼

働く中の本件ブランコと衝突することによって生じる結果が重大なものになる可能性は十分にあるというべきである。」「次に、Xは就学年齢に達したとはいえ、入学式前の新1年生であり、いまだ知恵、判断力ともに不十分であることは明らかである。本件事故当時、本件ブランコに乗ろうと集まってきた10名程度の児童は、Xを含め1、2年生の女子がほとんどであったが、かような小学校低学年の児童ばかりが集まってブランコ遊びをする場合には、たとえ指導員が口頭でブランコ後方へ行かないよう注意していたとしても、ブランコを押している年長の児童の真似をして幼少の児童がブランコを押そうとブランコ後方に廻ることは十分予見しうるところであり、かつ、かかる幼少の児童は稼働中のブランコの近辺にいることの危険性をいまだ十分自覚するに至っていないものと考えられるから、ブランコとの衝突の危険回避をXの自律的判断に任せることは困難であったといえる。」②「したがって、A指導員としては、ブランコに乗る時以外はブランコに近寄らないよう口頭で注意を与えるのみならず、常にブランコの後方に幼少の児童が入り込んでいないことを確認した上で、ブランコを押す合図を出すべき注意義務があるというべきであり、指導員Aがブランコを押す合図を出す前に、ブランコ後方に幼少の児童が入り込んでいないことを確認する注意義務を尽くしてさえいれば本件ブランコとの衝突事故は未然に防ぎ得たのである。」③「本件ブランコの高さは背もたれの一番高いところで地上75センチメートルであって、子供がブランコに座っても頭が背もたれから出る程度であり、他方、本件事故当時Xの身長は約120センチメートルであったから、本件ブランコの向かって左側の支持脚から約1.2ないし1.5メートル手前の地点に立っていたA指導員はブランコの背後に廻ったXに気がつかなかつたというのであるから、A指導員はブランコの周囲の状況を一瞥する労を探ることなく漫然と男子児童にブランコを押す合図を出したと考える他なく、したがって、A指導員には本件事故について前記注意義務に違反した過失があるといわざるを得ない。」

裁判所は、以上のように立論し、被告Yの公務員たるA指導員が職務上、過失により本件事故を発生させたとして、Yには国家賠償法1条1項所定の損害賠償責任があると論結した。しかし、その上で、裁判所が、本件事故は、Xが「A指導員の指示に従わずには、勝手に本件ブランコの後方に廻り込み、年長児童の真似をして、しかも靴を汚さないよう

にと不安定な姿勢で自ら本件ブランコを押したこと」に起因し、「本件事故による損害の発生は主として X の重大な落ち度に基づくものであるということができる」と述べるとともに、X の過失割合を 7 割と認めたこと、つまり、Y の負担すべき損害賠償額を損害金合計額の 3 割に減額する判断を下したことを付け加えておかねばならない。

〈短評〉

判旨は、まず指導員の義務の範囲を決する一般的基準を掲げ、次に、これを本件の事実に当てはめていくという、二段の構成に立つものである。一般的基準としては、次のように説かれる。すなわち、指導員には、(ア) 児童の性別・年齢・人数・遊戯場所の状況、遊戯の種類・形状等からみて、児童の身体等に危害の生ずることを予見できるときは遊戯の禁止を含め、児童の活動を十分に監視・指導する義務がある。もっとも、(イ) 児童自身にも危険の察知や回避のための知恵を身につけさせることも重要である。つまり、指導員の義務の範囲は、(ア) と (イ) の両視点から個別具体的に判断される、と。次に、第二段目の「当てはめ」は次の通りである。X を含め幼少の児童にはブランコ近辺にいることの危険性を十分に知覚する能力が乏しいから、ブランコとの衝突を避け危険回避することを X の自律的判断に委ねることは困難である。指導員はブランコを押す合図を出す前に、ブランコ後方に幼少の児童が入り込んでいないかを確認する注意義務を尽くすべきである。しかるに、A 指導員は、ブランコの周囲の状況を一瞥する労を探すことなく、漫然と男子児童にブランコを押す合図を出したのであり、この点に過失がある、と。

以上見た限りにおいては、判旨は論理的であるように思われる。しかし、裁判所は、最終的には、X の過失割合を 7 割とした過失相殺の処理をしており、この結論に対して賛否が分かれるところであろう。本判決には、1 編のやや簡略な解説がある（注 28）。

[3・学童] 徳島地判平成 30 年（2018 年）11 月 28 日 D1-Law.com 判例体系

ID:28265375

(事実)

X（当時、小学 2 年生）は、Y 市が実施する放課後児童健全育成事業（学童保育事業）に基づき設置された学童保育クラブ（後述の C）の登録児童であった。Y は同クラブの運営を C クラブ運営委員会に有償で委託しており、C クラブ運営委員会の委嘱に基づいて、放課後児童支援員等（指導員）が置かれていた。さて、C 学童保育クラブ（以下、本件クラブと略す）の活動拠点である小学校の校庭には、登り棒、滑り台、うんてい等が組み合わせられた総合遊具（以下、本件遊具という）が設置されていた。本件遊具には、高さ約 2.5 メートルの位置に鉄製の円盤状のスペースがあった。そして、このスペースの周囲には高さ約 105.5 センチメートルの細い鉄柱がおおむね約 12.5 センチメートルごとに配置されて柵を構成しており、外側に 4 本の登り棒が設置されている部分は、鉄柱（登り棒を指すと推測される—引用者注）と鉄柱の間隔が約 45 センチメートルとなっていて、円盤状のスペースと登り棒との行き来ができる開口部が設けられるという構造を有するものであった。本件クラブでは、児童に対し、日頃から遊具を使用した鬼ごっこなどの遊びをしないように指導をしており、「ゆうぐをつかっておにごっこ、あておにをしない。」との同趣旨の注意書きを、校庭内の本件クラブが利用する建物（本件建物）の中に掲示するとともに、指導員には、児童に対し上記禁止事項につき指導するように指示していた。

本件事故の態様に関する裁判所の認定事実は次の通りである。夏休み期間中である平成 25 年 7 月 29 日、X は午前中から本件クラブを利用しておらず、正午前頃本件遊具の円盤状スペースで遊んでいたところ、本件クラブ登録児童であった A（小学 4 年生）と登録外児童 B（小学 4 年生）の 2 人が本件遊具上で「追い掛けっこ」（一方が逃げ、それを他方が追い掛けるなどする遊び）を始めた。これを見ていた X は、近くに B がやってきた際、B を手で軽くつつき、本件遊具の上で「追い掛けっこ」をしてはいけないと注意をした。これに対し、B が X を手で払ったところ、X はバランスを崩し、上述の開口部から後ろ向きに転落し、地面に頭を打ち付けた。当日、本件建物内には 5 名の指導員がいたが、うちの 1 名は X の転落を現認した。また、本件遊具付近には 2 名の指導員がいたところ、うち 1

名は他の児童が遊んでいた一輪車の高さ調節をしており、別の1名は本件クラブの他の児童と話をしていて、本件遊具上にXがいることに気づいていなかった。転落後、耳からの出血があったXは救急車で病院に搬送されたが、右側頭骨骨折、気脳症等の重傷を負った。以上の事実を踏まえた、Xの主要な請求は、①Bの親権者に対する損害賠償請求（根拠は民法714条の監督義務者の責任）、②Aの親権者に対する損害賠償請求（根拠は同じく、民法714条の監督義務者の責任）、③Yに対する損害賠償請求、である。

(判旨)

裁判所は、①につきこれを認め、②の請求は退けた。本件における主要争点は③の可否であると捉えられるため、以下ではこの争点をめぐる論旨のみを掲げる。

「放課後児童健全育成事業に携わる指導員には、登録児童に対し、その心身の安全に配慮すべき義務があるところ、児童の遊戯については、当該遊戯にかかわる児童の年齢・人数、遊戯場所の状況、遊戯の種類、遊戯に使用される道具の種類・形状等から登録児童の身体等に危害の生ずることが予見できるような場合には、遊戯自体を禁止・制限し、または遊戯の際に危険が生じないよう個々の児童の行動を十分に監視・誘導する安全配慮義務があるというべきである。これを本件についてみると、本件遊具の円盤状のスペースは、地上から約2.5メートルの高さにあり、その周囲は、幅約12.5センチメートルの柵で囲まれているが、その一部は45センチメートルほどの幅となっており、ともすれば、円盤状のスペースにいる児童が開口部から転落する危険性がある遊具といえる。現に、本件遊具については、骨折を伴う事故だけを見ても、平成20年11月から平成24年2月にかけて、本件遊具で鬼ごっこをしていて落下する事故が3件発生するなどしており、本件クラブにおいても、登録児童に対し、本件遊具上での鬼ごっこなどの遊びを禁止し、指導員には、登録児童に対して上記禁止事項を指導するように指示していたものである。」

「本件事故当時、本件クラブの指導員は、児童が本件遊具の円盤状のスペース上で走り回ることなどにより、円盤状のスペースにいる他の児童を転落させる危険性があることを容易に予見することができたといえるから、本件クラブの指導員は、本件遊具を使用する登録児童がいる場合は、特に注意してその行動を監視・指導し、本件遊具上において、走り回るなど危険な遊戯をした場合は、当該児童に対し、これをやめるように注意する義務

があつたというべきである。しかるに、本件事故発生時、本件遊具から数メートルのところにいた2名の指導員は、鉄製の本件遊具の円盤状のスペース上で走り回れば、音などで容易にこれに気付くはずであるにもかかわらず、本件遊具を監視することもなく、一輪車の調整や自己の側にいる他の児童と話をし、本件遊具の方を見ておらず、登録児童であるAやBが本件遊具上を2、3回走り回るなどして往復する間もそれらの行為をやめるよう注意をしていなかつたのであるから、上記注意義務を尽くしていたとはいえない。よつて、本件クラブの指導員には、上記注意義務に違反した過失があるといわざるをえない。」

そして、裁判所は次の通り、Yの損害賠償責任を肯定した。すなわち、放課後児童健全育成事業は、本来被告Yが行うべき事務であり、本件クラブはYが有する公的な権限を委譲されているのであって、「被告Yの公務員であると認められる本件クラブの指導員が、その公行政作用の一環としての職務上、過失により本件事故を発生させたのであるから、Yは本件事故につき、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償義務を負う。」と。

〈短評〉

本判決を概観して気づいたことを短く2点述べよう。第1は、本件判旨の論理構造は、[2・学童]にかなり類似しているということである。つまり、判旨の前半部分で指導員の安全配慮義務の一般的な内容を説示し、これに基づき、後半では、本件の事実関係に則して、この義務を具体的に検討していく、という方法を用いている。第2に、本件の事案の特徴として、指導員の過失が明らかであったということである。事故が発生した遊具近くにいた2名の指導員がともに、遊具のほうを見ていなかつたというのは、あってはならない失態といわざるを得ないであろう。

2 児童館に係る判例

次に掲げる[4・児童館]と[5・児童館]は典型的な学童保育施設で児童を育成中に発生した事故の事案ではなく、いわゆる児童館利用における児童の受傷のケースである。そこで、判例紹介に先立ち、簡略に児童館について説明し

ておきたい（注29）。児童館は児童福祉法40条に基づき、児童福祉施設の1つとして、18歳未満の子どもをその利用対象者として設置された施設である。市町村などの地方自治体および自治体から委託を受けた民間団体等が運営しており、2020年においては全国で4398の施設を数えることができる。その大まかな種別として、小型、大型、児童センターがあるが、学童保育を行っている児童館も少なくない。ところで、児童館の設置目的は、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることである。児童館の役割、活動、職員、運営など主要事項については、別途「（改正）児童館ガイドライン」（2018年）が策定されている。同ガイドラインによれば、学童保育の場合との相違点として、確かに、上述のように、18歳未満の全ての子どもが利用できることが挙げられる。しかし他方、学童保育と児童館の両事業に相通ずる特徴として、児童館にも職員として館長が置かれるほか、子どもの育ちや遊びを支援する「遊びを指導する者」と呼称される職員（なお、同職員は厚生員、指導員と呼ばれることがある）が配置されていることが重要である。

さて、児童館を利用する子どもの安全を確保するために、（一財）児童健全育成推進財団『児童館・放課後児童クラブのための安全対策ハンドブック』（同財団発行、2013）が出版されている。同書は事故防止への備えとして、事故が起きやすい場所、遊具、ケガが多い体の部位を例示し、リスクマネジメントの取り組みについて解説を施している。刮目に値するのは、同書が児童館職員と児童クラブ指導員双方に共通して用いられることを前提としていることである。このことは本書のタイトルの他、「あとがき」に記されていることからも明らかであり（注30）、日頃の事故防止のための注意は、児童館職員、放課後児童クラブ職員に等しく当てはまるものとして、上記職員に認識されるべく、発せられている。これらのことから、施設等を利用する児童の安全に十分配慮するという点において、児童館職員も学童保育指導員も、ほぼ等しい地位に置かれているといえるだろう。

それでは、児童館で発生した事故に関する2つの判例を見ていく。

[4・児童館] 東京地判平成12年(2000年)4月28日 ウエストロージャパン
文献番号 2000WLJPCA04280010

(事実)

本件事故が発生した児童センターは東京都Y区(江戸川区)により設置され、そこには児童館施設、心身障がい児育成施設および学童クラブが設けられていた。このうち、児童館施設の集会室(以下、本件集会室)は児童センターの2階にあり、児童の遊戯に利用され、卓球台、跳び箱、セイフティーマット、トランポリン等の遊具が備え付けられていた。本件で問題となったのは、2台あるトランポリンのうちの大きなタイプであり(本件トランポリン)、高さ90センチ、フレーム周りの長辺が3.7メートル、短辺2.2メートルであった。なお、同トランポリンの周囲には、幅150センチないし120センチ、厚さ約5センチのスポンジ製マットが一重に敷かれていた。さて、Xは本件事故当時小学6年生(12歳)の男児で、本件集会室に1週間に1回の割合で遊びに行き、日頃は卓球、マット、跳び箱で遊ぶことが多かった。つまり、トランポリンについてはその上に乗ることはあっても、跳んで遊ぶことはほとんどなく、トランポリンの上に寝転び、降りるときはそのまま転んで降りていたが、後掲の指導員がトランポリンからの降り方を注意するがあるのは知っていた。Xは、平成9年3月11日、本件トランポリンで跳んで遊んでいたが、降りる際に一旦静止し、体を安定させるために、トランポリンの横にいた子どもの頭に手を置いて、足をトランポリンのバネの上に置いて降りようとしたところ、相手に避けられて体のバランスを崩し、マットの端まで跳んでしまい、マットを跳び越えて木製の床に落ち、右肘を床についた。これによりXは、右上腕骨頸上骨折、右肘関節脱臼の傷害を負い、手術後の右肘関節の変形により、伸展および屈曲可動域制限の後遺症が残り、字や絵が書きづらい、卓球やバスケットボール等のスポーツができなくなる、などの不便を強いられるに至った。

ところで、本件事故発生時、本件集会室には、A、Bの2名の指導員のうちのAはおらず、Bのみがいたものの、Bは集会室の指導員の席に座り、トランポリンに注意を向けて

いなかった。

さて、指導員については、以下のような事実が認定された。A、Bはともに、上記事故発生時の約1年前にYの非常勤職員として採用され、集会室に配属される際に、遊具の取り扱い方、児童に対する関わり方等一般的な事項について研修を受け、集会室の出入り口に近い位置に事務用の机と椅子を置き、遊具の貸出などをしてるとともに、集会室を巡回して、他人に迷惑をかけたり、危険を伴う児童の行為について注意を与える指揮することになっていた。もっとも、常に2名の指導員が指導に当たるわけではなく、1名の指導員が指導する日があり、両名とも集会室から出て指導に当たらないときもあった。とはいえ、A、Bは、採用時において研修を受けた際、トランポリンについて、以前に、跳んでバランスを崩して落下したり、降りるとき足や頭部に怪我をするなどの事故があつたことを伝えられ、遊び方のきまりを守らせるようにという指導を(Yから)受けたことから、「トランポリンのやくそく」と題するポスターを作成して集会室内にこれを掲示していたが、利用者に直接、飛び方、降り方について格別の指導をすることはなかつた。本件トランポリンでは、多くの男子児童が、高く跳んで降りる、周囲の者の頭に手をつき降りる、という降り方をしていた。B指導員は、このような行為が行われていることを知っていたが、普段から常に注意を与えて指導するのではなく、上記行為を目撃したときに注意するにすぎなかつた。

Xは、Yに対する損害賠償を請求するに当たり、請求原因として、国家賠償法2条1項の營造物責任と国家賠償法1条1項を挙げたが、結果的に、前者の法律構成は否定された。以下では、後者に近いと思われる判断のみを掲げることとする。

(判旨)

裁判所は、まず、地方公共団体の設置する児童館施設における児童、生徒らに対する指導も公権力の行使に当たるとした上で、続けて、要旨次のように述べてXの賠償請求を基本的に認容した。本件事故が起きた児童センターにおける活動は、小学校など正規の教育活動の一環ではないが、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするための、地域社会における子どもの教育の場の一つというべきであるから、児童生徒の安全を保持する必要性は、小学校など正規の教育の一環として行われる活動の場合と基本的

に異ならない。そして、小学校高学年の児童の中には、精神的発達が不十分でありながら、肉体的発達が著しく、好奇心や冒険心をもって危険な方法で遊具を使用する者が多く、たとえ指導員が事前に遊具を危険な方法で使用しないように注意を与えていたとしても、その指導に意図的に従わず、あるいは、遊びに夢中で与えられた注意を失念したり、危険の認識を欠いたりすることが多いといえる。従って、本件児童センターの指導員は、生徒の身体の安全に十分な配慮を行い、事故の発生を未然に防止する注意義務を負っている。そして、トランポリンは、着地の際に重大事故が発生する危険性のある遊具であるから、指導員は、その利用に際しては立ち会って指導し、最低限初心者がトランポリンでの遊びを始めるに当たっては、立ち会いの上テストを実施し、トランポリンの上り方、降り方などの基本的動作を教えるとともに、決められたルールを守らなかつたり、降り方を間違えると重大事故を招くなどの安全教育を行うべきである。これを本件についてみると、先に認定したように、多くの男子児童が、禁止されている危険な跳び方、降り方をして遊んでおり、指導員らはこのような行為が行われていることを知りつつも、常に注意して指導をするのではなく、気がついたときに注意するにすぎなかつた。そのほか、採用時にトランポリンの危険性等の研修を受けていたことを合わせ考慮すれば、指導員らは本件事故発生につき予見可能性があり、これを回避するため、Xに対して、トランポリンからの降り方を含めた適切な利用方法について指導すべき義務があったと認められる。にもかかわらず、本件事故当時、指導員 A は集会室を離れ、B は集会室の指導員席に座ってトランポリンに何ら注意を向けていなかつたのであるから、Xに対するこのような義務を怠った過失があるというべきである。よって、(地方公共団体である Y が雇用する職員に不法行為の要件たる過失があつたのであるから、) Y は X に損害賠償責任を負う。

しかし、他方、X は中学校に入学する直前の 12 歳であり、年齢相応の理解力があり、指導員がトランポリンの降り方について注意することがあるのは知っていた。つまり、X はトランポリンの降り方によっては、危険な結果が生じかねないことを認識し得たものと認められ、安全に降りることによって、事故を回避し得たにもかかわらず、本件事故を招来させたのであるから、この点において過失があつたといわざるをえない。本件における全事情を考慮すると、損害額から 4 割を過失相殺として控除するのが相当である。

〈短評〉

判旨が、国家賠償法 1 条 1 項という根拠の明示はしていないものの、Y に不法行為に基づく賠償責任を肯定し、その際、職員の過失を比較的詳細に検討していることは適切な姿勢であるといえよう。また、被害者の年齢等を考慮して過失相殺を行ったこと、および過失割合についても、妥当といえるのであるまい。

[5・児童館] 東京地判令和 2 年（2020 年）7 月 3 日 ウエストロージャパン
文献番号 2020WLJPCA07038008

（事実）

X（小学 2 年生女子）、D（小学 2 年生男子）、E（小学 2 年生男子）の 3 人は、被告 Y（東京都杉並区）が管理運営する F 児童館（以下、本件児童館という）に置かれていた学童クラブに所属していた。平成 28 年 7 月 5 日、X は学校からの帰宅途中、本件児童館に行き、同児童館で遊んでいた。他方、同日児童館で遊んだ D と E は、午後 5 時頃、本件児童館における帰りの会の間、おしゃべりをしたり、動き回ったりする態度が続いており、帰りの会の終了後、本件児童館の職員 G から 2 階の音楽室に呼ばれ注意を受けた。X はその様子を見に音楽室に入ってきたが、職員 G から音楽室の外に出るように言われると、音楽室の外に出た。ただし、X は音楽室近くの階段の窓から、音楽室の様子をうかがっていた。職員 G は午後 5 時 5 分頃、D および E への話を終え、帰るように告げて 2 人を音楽室から送り出し、その後音楽室を離れて 2 階の学童室に戻った。

ところで、D および E が音楽室を出て階段を降り始めると、階段の窓から音楽室の様子をうかがっていた X が逃げるよう 1 階に降りたため、それを見た D と E は、階段の下まで X を追いかけた。X は階段を降りた後に遊戯室側に曲がったが、D および E は X を追わず、靴箱に向かった。靴箱付近にいて帰ろうとしていた D および E に対して、X が「もう追いかけてこないの？」と声をかけたため、D および E は再度 X を追いかけ始めた。D および E は、午後 5 時 20 分頃、遊戯室と事務所の中間付近の廊下部分（追いかけ始めて数メートルの位置）で X に追いつき、D が X の両腕を背後から捕まえ、E が X の

前に立って、通せんぼをする形で道をふさいだ。その直後、D の足と X の足が絡まって、2 人は前方に倒れ、X は顔面を廊下の床に強打した。その結果、X は前歯部を打撲し、左上の前歯の歯冠を破折した。以上に基づき、X は Y に対して、Y の職員が児童に関する指導監督義務を怠ったなどと主張し、Y の損害賠償責任を追及するとともに、D と E の各親権者に対しては民法 714 条の監督義務者の責任を問うたものである。D と E の各親権者に対する請求は棄却され、主要争点は Y の責任の有無となった。

(判旨)

X は、本件児童館において、Y の職員が、X を追いかけて走り回っていた D および E を止めず、指導監督義務を怠った旨主張する。しかし、先に「認定したとおり、D および E は、2 階から階段の下まで X を追いかけたが、それ以上 X を追わずに靴箱に向かい帰ろうとして（おり）、その際、X が「もう追いかけてこないの？」と声をかけたため、D および E は再度 X を追いかけ始めたが、追いかけたのも数メートルにすぎ（ない）。本件事故は、X が声をかけてから数秒のうちに発生したと推認される事情の下において、本件児童館にいた Y の職員に、本件事故の発生について具体的な予見可能性や結果回避可能性があつたと認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、本件児童館において、Y の職員が D および E に対する指導監督義務を怠ったという不法行為（違法行為）が成立するとは認められず、その成立を前提とする Y に対する使用者責任または国家賠償法 1 条 1 項に基づく請求は……理由がない。」

「X は Y が本件児童館の利用者に事故が起きないよう Y の職員を指導監督する義務を怠った旨主張する。しかし、本件児童館では、階段の踊り場に『かいだん・ろうかはあるこうね！』と掲示するなど、児童には遊戯室以外で走らないように注意喚起がされていたこと、Y の職員は、本件事故の当日も、帰りの会の間、おしゃべりをしたり、動き回ったりする態度が続いていた D および E を呼び出して注意していたこと、に照らすと、……Y が本件児童館の利用者に事故が起きないように Y の職員を指導監督する義務を怠ったとも認められない。したがって、X の Y に対する不法行為に基づく請求も、……理由がない。」

このように、X の Y に対する損害賠償請求は全て棄却された。

〈短評〉

事実関係に不明な点もあるため、以下、Yの、職員に対する指導監督上の義務違反についてのみふれておこう。判旨中には、（ア）本件児童館では、日常的に、掲示により、児童に遊戯室以外で走らないように注意喚起がされていること、（イ）後に女子児童を追いかけるに至った2名の男子児童の挙動が不安定なため、Yの職員が特に彼らを呼び出して注意を与えていたこと、以上（ア）（イ）ゆえに、Yの過失は否定される、という論述がある。しかし、（ア）は、本件児童館では、遊戯室以外で児童が走り回ることがよくあることを物語っているのであるから、であるからこそ、Yは日頃から職員に対し、本件のような「追いかけっこ」が行われないようにより実効的な指導をすべき注意義務を負っていたともいえよう。しかも、（イ）のように、呼び出して注意を与えるほど態度がよくない児童がいた場合には、その後の児童の挙動を慎重に監督することを職員に徹底すべき注意義務があったといえるのではなかろうか。

3 校庭開放事業に係る判例

次に紹介するのは、いわゆる校庭開放事業のため配置された指導員による、児童に対する暴行の事例である。校庭開放とは、社会教育のために、公立学校の管理者が学校にある施設（校庭、図書室等）を一定の基準を満たす利用希望者等に開放する事業である。その関係法令として複数が挙げられるが（中でも社会教育法が重要と思われる）、これら法令によれば、該当施設の実際の開放を行うのは管理者たる各公立学校長であるところ、各自治体の教育委員会が事業実施者としてこれを支援するものとされているようである。ところで、インターネット等を通して気がつくのは、校庭開放事業のための条例を制定している地方自治体が目立つこと、さらに、校庭開放についての「実施要綱」等によって、より詳細な事項を定めている自治体が少なくないことである。その典型例である東京都練馬区の「実施要綱」は、校庭開放に当たっては指導員を置

き、同指導員は利用者の安全確保等の職務を行うこととしている（注31）。また、同旨の定めを置く他の自治体の例も散見される。これらのことから、校庭開放事業のため配置された指導員は、利用者である児童に対して、その安全を確保するという側面において、学童保育における指導員にきわめて近似した役割を負っていると考えられよう。そこで、校庭開放に関する裁判例を学童保育の場合に類似した判例として位置づけ、以下に紹介することとしたい。

[6・校庭開放] 東京地判平成30年(2018年)2月14日 ウエストロージャパン
文献番号 2018WLJPCA02148003

(事実)

以下に記述するように、本事例は国の放課後対策事業の一環をなす、小学校校庭開放事業において、校庭での児童の安全と指導監督を直接に担う指導員が、あろうとか児童への加害行為を行ったというケースである。そして、認定された事実は以下のようである。文部科学省・厚生労働省は平成19年度から、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、「放課後子どもプラン」を創設し、これを受けて市町村（特別区を含む）は、いわゆる総合的な放課後対策事業の計画策定および同事業実施を行うこととされた。さて、Y1（東京都板橋区）は上記プランのガイドラインに基づき、平成20年度以降、区内の各小学校において、低学年の授業が終わった午後2時頃から午後5時まで、児童の安全確保と指導監督の両職務を兼ねる指導員として、大人2人を配置して放課後の校庭開放を実施していた。Y1は指導員の配置に当たり、一般労働者派遣事業等を行っているY2会社との間で、上記指導員の派遣、配置を委託し、児童の安全管理や事故の未然防止指導の職務を担当させることを内容とする委託契約（その契約期間は平成24年4月から1年間）を締結していた。

X（小学5年生男子）は、平成24年11月15日の放課後午後3時40分頃、Y1が設置・運営する区立小学校の校庭において、1人でドッジボールのボールを上空に投げてそれを取るという遊びをしていたところ、取り損なったボールが、本件小学校の校庭で指導員としての職務に従事していたY3の顔に当たった。Y3はY2に雇用されて、週5回指導員と

して勤務していた者であるところ（当時は、Y3 のほかに Y2 の従業員であるもう 1 名の指導員がいたが、その所在等は不明である）、同人は X がわざとボールを蹴って自分にぶつけたものと考え、かつとなり、X に詰め寄りながら、X が故意にボールを当てたなどとして詰問した。Y3 に詰め寄られた X はつまづいて尻餅をついたところ、Y3 は転倒した X をつかんで校庭のトイレ脇に設置されているプラスチック製の遮蔽板（以下、本件遮蔽板）の前に立たせた。そして、X をつかんだままその体を前後に搖すって、X の後頭部および背中を本件遮蔽板に複数回にわたって衝突させる暴行をするとともに、複数回にわたり X の頭越しに本件遮蔽板を手でたたいて大きな音を発生させることにより、X を威圧した。X はこのような暴行を受けた当日、大学病院を受診し、本件小学校には戻ったが、後の診療により、頸椎捻挫（加療 6 週間を要する）、頭部打撲・頭痛、PTSD 等の各診断を受けた。X は翌年、インターネット上の書き込みサイトなどで X を誹謗中傷する内容を見て、希死念慮等を生ずることがあったし、本件小学校に登校するのが難しくなった期間があり、児童専門の精神内科クリニックにも通院した。しかし、平成 26 年 4 月に中学校に進学し、通学頻度も増え、PTSD 等については改善傾向にあると認定されている。なお、Y3 は、平成 25 年 10 月 27 日、本件暴行に関して、東京簡裁から 50 万円の罰金刑を言い渡された。

X は、① Y1 に対しては、Y3 による校庭の安全管理行為が国家賠償法上の「公権力の行使に当たる公務員」の職務に当たることを理由とした国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求、② 指導員 Y3 に対し、不法行為による損害賠償請求、③ Y3 の雇用主 Y2 に対して、使用者責任（民法 715 条）に基づく損害の賠償をそれぞれ訴求した。

（判旨）

まず①についてではおおよそ次のように判断された。Y2 会社の受託した内容をみると、Y1 でなければ本来有さないような公権的な権限を委譲されているわけではなく、また、一般労働者派遣業等を目的とする Y2 にとっては、本件委託契約に基づき安全指導員を派遣すること自体が独自の事業であることに鑑みれば、Y2 会社が特別区である Y1 の手足として活動しているとは評価しがたい。（Y2 の業務に公権力性がないとすれば）Y2 に雇用されている Y3 は「公権力の行使に当たる公務員」に該当しないから、Y1 は国家賠償法 1

条1項の責任を負わない。次に、②本件暴行はXの身体を侵害するもので不法行為であることは明らかであり、Y3は不法行為による損害賠償責任を負う、とされた。③本件での重要争点は、使用者Y2がY3を指導員として採用および選任するに当たって、715条1項但書きにいう相当な注意を尽くしていたか否か、であった。裁判所は大略次のように判示した。Y2会社は、前述の放課後対策事業の一環としての本件校庭開放事業に当たる指導員に対し、採用時に注意事項として、体罰、大声での指導、威嚇は厳禁である旨の周知をしたこと、本件暴行直前の平成24年9月14日に安全指導員の手が生徒の鼻に当たるという事故が発生したことを受け、Y3を含む安全指導員全員に対し、暴力・体罰ととられかねない行為をしない旨の注意喚起をする説明会を開催したため、使用者責任が免責されると主張する。しかし、Y2はY3に対し、採用時において上記注意事項を説明し、(さらに)本件暴行直前の事故を踏まえてY3に対して注意喚起しているものの、これらは一般的な注意喚起のものに留まるのであって、かかる注意喚起をもってY2会社が「相当の注意をした」と言うことはできない、と。つまり、715条1項但書きの免責は認められず、Y2の使用者責任が肯認された。かくして、②、③の判示から、裁判所は、Y2とY3は連帯して、Xに対して賠償責任を負うとする結論を導いた。

〈短評〉

本件では争点になってはいないけれども、本事例は、指導員の役割を担っているにもかかわらず、児童に対して暴力をふるった派遣労働者につき使用者責任を負うのは、派遣元か派遣先かという、一考を要する法的問題を提起しているように思われる。というのは、判旨は派遣元(派遣会社)の使用者責任のみを肯定しているが、職場において指導員の業務遂行について指導・監督を行う地位にあったのは派遣先(Y1)であったと思われるからである。もちろん、労働者派遣についての委託契約の内容がいかなるものであったのか不明であるため、軽々な評価・判断はできない。しかし、上記のような理由から、裁判所は派遣先の使用者責任についても合わせ検討すべきであったのではなかろうか。本稿では、この問題には立ち入ることができないので、別稿を期すこととした。

第2節 追加的な参考事例の紹介—死亡事故の新聞報道

さて、次に掲げる6件は、学童保育時間中の受傷や災害等を理由として、児童が死亡したといういたましい事例である。和解が成立したケースは別として、他の事例において、訴訟にまで至ったのか、指導員を合わせ、関係者の責任は問われたのかは必ずしも明らかではない。しかし、いずれも新聞報道に基づく情報にとどまるとはいえ、従来の文献においてまとまった紹介がないことや結果の重大性に鑑み、参考事例として掲げておく意義はあろう。以下では、2000年以降の新聞報道を中心に、[1・新聞報道・和解]は別として、時系列的に並べ、簡略に紹介する。

[1・新聞報道・和解] 朝日新聞 2008年9月6日朝刊（名古屋本社版）三重全県地方面
三重県Y1市にある市営学童保育所で、おやつに出されたこんにゃくゼリーをのどに詰まらせて7歳の児童Xが死亡した。Xの両親が、事故時に指導員が1名しかおらず、しかも同指導員は子どもから目を離していたとして、Y1の過失を主張してY1に対して損害賠償請求をするとともに、こんにゃくゼリーのメーカーY2に対しては製造物責任を追及して名古屋地裁に提訴した。裁判所が示した和解案をX側、Y1・Y2側が受入れたため、判決には至っていない。和解の内容は、Y2がXに賠償金を支払うこと、学童保育の指導員の増員をすることを条件としてY1への請求を放棄すること、であったと伝えられている。本ケースは、訴訟上の和解の事例といえよう。

[2・新聞報道] 每日新聞 2004年8月21日朝刊（大阪本社）31面（社会面）

2004年8月20日、広島県福山市の市立小学校内の余裕教室を利用して同市が開設している「放課後児童クラブ」において、同クラブの活動時間中の午後4時頃、小学校3年生の男児が、2階渡り廊下出入り口のガラス戸に誤ってぶつかった。この結果、割れたガラス片が左胸に突き刺さり、同児童は病院に運ばれたが、同日夜、出血多量で死亡した。なお、当日の児童クラブには、非常勤の嘱託指導員2名がいたとされている。

[3・新聞報道] 朝日新聞 2008年3月14日朝刊（西部本社版）宮崎全県地方面

2007年8月17日、延岡市内の川で、小学2年の男児が学童保育の川遊び中におぼれて死亡した。警察署は、亡くなった男子児童を含む学童保育の小学生10人と保育園児6人の計16人を川に引率した3人の保育士には、危険な場所の認知不足や監視態勢の不備など、注意義務を怠ったために、男児をおぼれさせた疑いがあるとして、業務上過失致死の疑いで地方検察庁に書類送検をした。

[4・新聞報道] 読売新聞デジタル版 2008年7月28日配信記事、毎日新聞 2008年7月

29日朝刊（東京本社・14版）29面など多数の新聞報道がある。

2008年7月28日午後、神戸市灘区都賀川の河川敷の公園で、民営の学童保育所に通う児童19人は、女性指導員ら3名に引率されて、川遊びをしていた。午後2時半頃、雷雨がひどくなってきたため、子どもたちは川にかかる橋の下の遊歩道に移動して雨宿りしていたところ、雨がさらに激しくなり、普段は子どもの膝下ほどしかない水位が、急傾斜を流れ下る渦流により一気に増した。このため、指導員らは遊歩道からあがるように指示したが間に合わず、最後は子どもたちを放り投げるようにして避難させた。しかし、小学4年生男児1名、小学6年生女児1名、女性指導員らが押し寄せてきた急流に巻き込まれた。指導員は自力ではい上がるなどしたが、上記の2名の児童は行方不明となり、やがて河口付近で遺体となって発見された。

[5・新聞報道] 産経新聞電子版 2010年12月15日、同月16日配信記事、朝日新聞 2010

年12月18日朝刊（東京本社・14版）東京地方面 27面

2010年12月14日午後4時頃、東京都墨田区が運営する学童クラブにおいて、当時小学校3年生の男児がおやつに出されたアメリカンドッグをのどに詰まらせた。事故当時、同クラブには女性職員2人とパート職員2人がおり、35人の児童の面倒を見ていたところであり、職員らが上記男児の背中をたたくなどして対処したが、（詰まったアメリカンドッグは）とれず、病院に救急搬送された。2日後、同男児は搬送先の病院で死亡した。

[6・新聞報道] 每日新聞 2012年5月15日朝刊（東京本社・14版）31面

2012年5月14日、大阪市立小学校1年生の女子児童を含む4人の児童が、放課後の時間帯（午後3時頃）に、女性の指導員に引率され、近くの学童保育施設に向かうため歩道

を歩いていたところ、列の後ろから2番目を歩いていた上記の1年生女児が、交差点を右折して「突っ込んできた」、65歳男性の運転する乗用車にひかれ死亡した。

第3節 公表判例の整理ないし分析

先に第2節で紹介した下級裁判所判例について、まず事案の特徴を中心として、表形式で概括的に整理した後、各判例の法律構成につき、指導員の過失の有無・内容という論点を中心とした簡潔な分析を行いたい。

1 概括的整理

判例を表2のような項目で整理してみた。左欄は、紹介判例の冒頭番号である。

〈表2〉

	事業の運営主体等	被害者児童(小学)	受傷場所	遊戯の種類等	傷害内容	賠償責任の肯定否
[1・学童]	公立公営	低学年男児	屋内	プロレスごっこ	腕骨折等	否定
[2・学童]	公立公営	1年女児	公園	大型ブランコ	大腿骨骨折等	肯定(過失相殺)
[3・学童]	公立民営(有償委託)	2年男児	校庭	設置された遊具	側頭骨骨折等	肯定
[4・児童館]	公立公営	6年男児	屋内	トランポリン	上腕骨骨折・後遺症	肯定(過失相殺)
[5・児童館]	公立公営	2年女児	屋内	追いかげっこ	前歯部打撲・損傷	否定
[6・校庭開放]	公立民営(労働者派遣)	5年男児	校庭	指導員の暴行	頭部打撲・頸椎捻挫等	派遣会社の使用者責任肯定

2 簡潔な分析

次の(1)から(4)に分析結果を簡潔に述べておこう。

(1) 各判例で問題となった事業の運営主体は全て地方自治体であり、このこ

とから、[6・校庭開放] のケースを除き、多くの判例において、被害者の損害賠償の請求根拠として、国家賠償法1条1項が適用されるかが争われている。

(2) 裁判所が国家賠償法1条1項を適用し、賠償請求を認めたのは、[2・学童]、[3・学童] である（注32）。このうちの前者は過失相殺をしているが、後者は請求の全面認容である。これに対して、国家賠償法1条1項に基づく請求を全面的に退けたのが、[1・学童] と [5・児童館] である。[1・学童] は指導員に過失がなかったこと、[5・児童館] は指導員に予見可能性・回避可能性がなかったこと等、を理由とする。

(3) [1・学童] および [2・学童] では、指導員には、児童の性別、年齢、人数、当該遊戯場所の状況、遊戯の種類等、からみて、児童の身体等に危険が生じないように児童の行動を十分監視・指導する義務があるとする、ほぼ同様の判断が示されている。[3・学童] もこれに倣っているが、判旨は、指導員は児童の心身の安全に配慮する義務を負っている、という表現も用いている。指導員の負うべき義務について、さらに、[4・児童館] は、幾分細かに、生徒の身体の安全に十分な配慮をし、事故の発生を未然防止する注意義務であるとしている。しかし、[5・児童館] の判旨は、受傷した児童への安全配慮とは方向性の異なる、他の児童への指導監督義務について言及するにすぎない。以上を要するに、児童館に関する判例よりも学童保育に係る判例のほうが、注意義務を考慮するに当たっての観点として、より細かな要素を提示しているといえよう。

(4) しかし、判例は総じて、このような児童の安全に配慮する義務が何に由来するのか、については語っていない。つまり、この安全配慮義務の根拠について、各判例は明らかにしていないことに注意すべきである。

(注27) 前者は上井長久「判批」季刊教育法42号98頁であり、判旨に反対する。後者は、古笛恵子編著『事例解説 保育事故における注意義務と責任（改訂版）』（新日本法規、2020）91頁以下〔町野静執筆〕であり、判旨賛成のようにも読める。

(注 28) 古笛・前注 27 の著書 244 頁以下〔木谷京子執筆〕。

(注 29) 児童館の概要については、西郷泰之『児童館の未来と歴史（副題略）』（明石書店、2017）14 頁以下が要領を得ており、参考となる。

(注 30) 「あとがき」には、「『命を守る』—児童館・放課後児童クラブ職員の仕事の上で重要なことです。」との記載がある。

(注 31) 練馬区の「校庭開放実施要綱」4 条、5 条は、校庭開放に当たっては指導員を置き、同指導員は利用者の事故防止、安全確保等を行うことをその職務とする旨を掲げている。これについては、下記 URL を参照されたい。

http://www.g-reiki.net/nerima/reiki_honbun/a100RG00002343.html

(注 32) なお、[4・児童館] は賠償請求を肯定したものの（ただし、過失相殺を伴う）、その根拠として国家賠償法 1 条 1 項は明示されていない。

（付記）

私の師である徳本伸一金沢大学名誉教授は、2019 年 10 月、長逝された。徳本先生から賜った公私にわたるご恩は計り知れず、そのご指導がなかったならば、民法学研究の道に足を踏み入れることはできなかつたであろう。コロナ禍等の事情により、執筆がたいへん遅くなりましたが、本稿を御靈前に捧げ、同先生を心より追悼申し上げます。